

**当院は「コンタクトレンズ検査料1」の
施設基準に適合している旨、
東海北陸厚生局長に届出を行っています。**

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。当院に初めて受診した方は初診料を、再診の方は外来診療料を算定いたします

初診料	291点
外来診療料	76点
コンタクトレンズ検査料	200点

上記の診療を行う医師の氏名	佐野佳世子
眼科診療経験年数	31年 (2025年1月現在)

※上記につきご不明な点はお相談ください

 **静岡厚生連 静岡厚生病院**